

令和6年度 橋本市創業支援資金利子補給補助金制度について

橋本市では、創業時の負担の軽減と経営の安定化を図るため、下記の制度融資を受ける者に対し、その利子の一部を補給する補助金制度を設けています。

1. 対象となる制度融資は次のとおりです。

機関名	資金名
(株)日本政策金融公庫	・ 新規開業資金 ・ 女性、若者/シニア起業支援資金 ・ 再挑戦支援融資 ・ 生活衛生貸し付けのうち新規開業資金にかかるもの ・ 新創業融資制度
和歌山県	・ 新規開業資金

※平成27年10月1日以後に受けた創業支援資金が対象です。

2. 対象者は、次の要件をすべて備える中小企業者です。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の規定する中小企業者
- (2) 市内に住所及び事業所を有している個人又は市内に本店登記を有している法人
- (3) 事業を開始する前に創業支援資金を受ける者又は事業を開始した日から1年以内に創業支援資金を受ける者
- (4) 市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税等）を完納している方
- (5) 創業支援資金を各償還期日ごとに償還している方

3. 補助金の額等は次のとおりです。

- (1) 利子補給利率 年1.0パーセント（利子補給の融資限度額3,000万円）
- (2) 利子補給対象返済期間 返済開始月から36ヶ月以内
- (3) 利子補給額 令和6年1月から令和6年12月の間に支払った利子額のうち1.0%分の利子額に相当する額

4. 申請期限は、下記のとおりです。

令和7年1月10日（金）

5. 次の要件に該当する場合は、交付決定が取り消される場合があります。

- (1) 虚偽の申請または不正な手段により利子補給金の請求があったとき。
- (2) この制度の要綱に違反し、または利子補給の条件に違反したとき。

（注意）申請の際は、次の点にご注意ください。

1. 補助金の対象となるのは、初回返済分から36ヶ月分までであり、令和5年1月から12月までの期間に支払った利子です。令和5年12月以前に支払った利子は対象となりません。
2. 申請には、直近に発行された「市税完納証明書」の添付が必要です。「市税完納証明書」がない場合は、受付できませんのでご了承ください。「市税完納証明書」は、市役所税務課で発行していますが、納期限が到来している市税（県税、国税は含みません）及び市税にかかる督促料、延滞金を完納していなければ発行されません。
3. 申請に係る各種添付書類の発行には手数料がかかります。申請の際には、補助の対象であるか、各種手数料が補助金を上回っていないか事前に必ずご確認ください。手数料の返還や補助金への上乗せ等はできませんのであらかじめご了承ください。

その他不明な点は産業振興課 産業支援係まで直接お問い合わせください。

（問い合わせ）

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号

橋本市経済推進部産業振興課

産業支援係 担当：辻本

tel:0736 (33) 1247（直通）